

資料②

部活動地域移行・地域連携 運営団体・実施主体の役割

岐阜県地域クラブ活動総括コーディネーター

岸田 美也子

スポーツ庁の方向性

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行委員会」
中間とりまとめより

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ 概要①

※下記の内容は、公立中学校等の生徒を主な対象としたもの

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

(1) 改革の理念

- 過度な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が主体的にスポーツ・文化芸術活動に関与機会を確保・充実**するのが改革の主旨。
(地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要)
※改革を実現するための手法を考える際には、**学校における部活動改革の推進を図ることや良質な指導等を実現すること**についても考慮。
- 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、**地域全体で関係者が連携して支える。生徒の豊かで幅広い活動機会を保障**。
- 生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わる力を身につけることを含めた、スポーツ・文化芸術の役割や意義も尊重する必要。
- スポーツ基本法、文化芸術基本法で、地方公共団体による「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」の策定が努力義務とされていることも踏まえ、各地域においてスポーツ・文化芸術施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることを期待。

(2) 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出**することが重要。
＜新たな価値の例＞
生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校関係とつながれない継続的な活動（引退後の継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等に応じた望ましい在り方を見出していくことが重要。
- 民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、**地域クラブ活動の定義・要件や認定主体、認定方法等**を国として示す必要。

(3) 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表すため、「**地域移行**」という名称は、「**地域展開**」に変更。
〔コンセプト〕①学校内で運営されてきた活動を広く地域へ開放、地域全体で支えていく。②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動が可能となる。
※学校部活動から地域クラブ活動に移行した場合であっても、地域クラブ活動の実現に向けて、学校施設の活用等、学校との連携が図る必要。

(4) 改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 上記の理念等を踏まえ、関係者で共有しながらか地域展開等に取り組むこと。● 具体的手法は地域の実情等に応じた多様な選択を認めること。
- 活動の場を増やすだけでなく、活動内容の質的向上も図ること。● 対面とデジタルを積極的に関わり合わせるなど新たな手段を最大限活用すること。
- 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。

1

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ 概要②

2. 改革推進期間の成果と課題

- 令和5年度から改革推進期間がスタートし、国の実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を進めている地方公共団体等も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み。
- 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題の解決に向けた方策等も見出されている。
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止まず、より一層の改革を進めしていくことが必要。そのために、国において実証事業等の成果と課題の整理・分析を行い、課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要。

3. 今後の改革の方向性

- 地方公共団体が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に応じた望ましい在り方を見出し、改革の方針を決めることが重要（生徒・保護者等への丁寧な説明も必要）。
※休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるだけ取り組むこともあり得る。

改革の 進め方	● 休日については、次期改革期間内（前期、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す）。 ※地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前期での実現を目指すことが望ましい。 ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合には、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。 ● 平日については、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める。
次期 改革期間	● 「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度） ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に休日の地域展開等に着手。 ※平日の改革については、前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進。
費用負担 の在り方等	● 地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要。 ● 公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。 ● 企業ふるさと納税やガバナメントクラウドファンディングをはじめとした寄附等の活用等、新たな財源の確保も有効に組み合わせしていくことが重要。 ● 家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困難な世帯の生徒への支援については確実な措置を行う必要。

※改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、スポーツ推進委員等と適切な役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要。

2

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ 概要③

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することが重要。
- 都道府県が広域自治体としてリーダーシップを発揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことも重要。
- 一つの市区町村における対応が困難な場合には、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要。

5. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校外の活動でもあるものの、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の健康と成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が大切。
- 現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していることが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定。
- 今後、こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等の実態を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、学校部活動と地域クラブ活動に関する記載の在り方を検討（具体的な内容については、最終とりまとめまでに更に検討を深める）。

【各論（個別課題への対応等）】 ※実証事業における取組・成果の分析等も踏まえ、最終とりまとめまでに更に検討を深める。

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備（組織体制・財務基盤の整備、ICT活用による事務処理の効率化等）
2. 指導者の質の確保・量の確保（多様な人材の発掘・マッチング・配置、大学生の活用、指導を望む教師の兼職差遣の推進、ICTの効果的活用、指導者資格の在り方検討、研修の充実、平日と休日の一貫指導（地域クラブと学校の連携強化等）等）
3. 活動場所の確保（学校施設の優先利用・使用料の減免等のルール作り、スマートロック等による鍵の受け渡し等の負担軽減、指定管理者制度の活用促進等）
4. 活動場所への移動手段の確保（スクールバス等の有効活用、地域公共交通との連携等）
5. 大会やコンクールの運営の在り方（地域クラブの参加促進、運営体制の整備・運営方法等（教師の引率等の負担軽減等を含む））
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進（効果的な周知・広報等）
7. 生徒の安全確保のための体制整備（事故等の防止、暴力・暴言等の不適切行為の防止、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化、生徒及び指導者の保険への加入、地域の専門家のネットワーク化、トレーナーの効果的な活用・資格の在り方検討等）
8. 障害のある生徒の活動機会の確保（体制整備等において考慮すべき特有の事情、障害者対応指導ツールの活用や研修等を通じた指導者の資質・能力の向上等）

3

移行

連携

展開

学校も含めた地域で・・・

運営団体とは、地域クラブ活動を統括する団体。例えば、総合型地域スポーツクラブなど。

実施主体とは、運営団体から派遣された指導者や団体が実際に指導等を行うもの。

運営団体の体制整備が重要

今まで学校が担ってきた部活動
の運営はどこが担うのか

運営団体は事務処理能力がある団体が担うのが望ましい。

運営団体の業務は多岐に渡る

- 1、部活動活動日の調整（学校・指導者・保護者との調整）
- 2、謝金・交通費・スタッフ賃金等の事務作業及び部費の管理
 - ・参加者より会費徴収
 - ・会計簿作成、通帳管理
 - ・活動日誌より各個人への謝金計算、支払い
 - ・所得税の税務署支払い（預り金として差引き月末支払い）
 - ・年末に支払調書作成・発送
 - ・消耗品や備品の購入（備品台帳作成）
- 3、指導者研修会企画・運営
- 4、補助金業務（国・県・町及び外部補助金の獲得）
 - ・申請書、報告書の作成
- 5、保険業務（申請及び怪我等の発生による手続き）
- 6、事故やトラブルの対応
- 7、指導者との契約書・誓約書の作成及び契約

現在はこの業務を、
行政・学校・保護
者が行っている

運営主体はこの
業務ができる団
体が望ましい